## 形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号 整-	-2024-2	指定年月日	日・指定番号	令和6年8月9日 形-28号	所在地	地番:長崎市香焼町字堀	切3021番2、3021	番4の各一部	
調製・訂正年月日 令和6年8月9日調製、令和6年9月2日訂正、令和6年9月30日訂正、令和6年12月16日訂正、令和6年12月20日訂正、 令和7年9月29日訂正									
形質変更時要届出区域の概況 試験研究を行う研究所の用に供する土地						面積 4, 426 m²			
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっ 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物が土壌溶出量基準に不適合の土壌の									
ては、その旨					埋め戻しに伴う指定の申請により、指定を追加した。				
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取									
等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変									
更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかっ									
た深さの位置及び特定有害物質の種類									
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					試験研究を行う研究所の用に供する土地を、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画10区画、少ないと認められる土地として30m格子8区画を選定し調査した。また、追加調査において土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地として30m格子1区画を選定し調査した。その結果、鉛及びその化合物が2単位区画で土壌溶出量基準を、砒素及びその化合物が13単位区画で土壌溶出量基準を超過したもの。				
						区域の一部において基準不適合土壌の掘削による除去及び埋め戻しの措置が			
					講じられた。				
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨									
形質変更時要届	質変更時要届 報告受理年月日		指定に係る特定有害物質の種		類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
出区域内の土壌	区域内の土壌 令和6年7月31日		鉛及びその化合	物、砒素及びその化力	合物	含有量基準・溶出量基準・	第二溶出量基準	国際航業㈱	
の汚染状態	状態 年 月 日				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
土地の形質の変	届出(着	手)時期	完了時期	土地の形質の変	更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
更の実施状況	令和6年	今和6年10月1日 令和7年8月8日 掘削除去及び埋		め戻し	三菱重工業㈱	有・無	浄化等処理		
文 の							有・無		